（お知らせ）

当社社員の逮捕に係る調査結果および再発防止策の実施について

2026 年 11 月 10 日
東京電力パワーグリッド株式会社

2026 年 6 月 16 日、当社社員（以下、「当該社員」）が、群馬県多野郡上野村（以下、「上野村」）発注の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業に係る工事（以下、「本件工事」）の指名競争入札に関して、官製談合防止法違反および公契約関係競売等妨害の疑いにより逮捕され、同年 7 月 3 日に起訴されました（以下、「本事案」）。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、関係者の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

このたび、当社は本事案の発生を踏まえ、事実関係を調査し、原因の究明ならびに再発防止策を策定しましたので、お知らせいたします。

なお、当該社員については社内規程に基づき人事措置を実施済みです。

＜調査の概要＞

１．調査の目的

当社は、本事案の事実関係および関係者の特定、類似事案の有無の確認、本事案発生の原因分析および再発防止策の検討を目的に、外部の弁護士による調査を実施しました。

２．調査方法等

調査期間：2026 年 7 月 7 日から同年 9 月 17 日まで

調査方法：関係資料の精査、関係社員に対するヒアリング、アンケート調査

＜調査結果の概要＞

１．本事案の概要

本事案は、地方自治体からのご要望やご相談を受ける業務（以下、「地域対応業務」）に従事していた当該社員が、本件工事の指名競争入札に関し、東京電力グループ会社の東京エネシス株式会社に所属する社員と共に、上野村職員から、本件工事の指名競争入札に関する設計金額の漏えいを受け、同社に本件工事を落札させたものです。

このような三者間の不正行為は、2023 年度の上野村発注工事から始まっており、

不正行為にあたっては、当該社員の業務用アドレスや私用携帯電話のショートメールが使用されておりましたが、業務用アドレスを使用する場合にも、当該社員の上長等の当社関係者は同報者（CC）とされていなかったことが確認されました。

２.組織的関与の有無

調査の結果、三者間の不正なメールの同報者に当該社員以外の当社関係者は含まれておらず、また、当該社員以外の当社関係者が当該社員による不正行為に関与し、または、これを知りながら黙認または放置していたことをうかがわせる証拠は見当たらず、本調査において、当該社員以外の当社関係者において、一連の不正行為への関与は確認されませんでした。

一方で、本事案を未然に防止できなかった当社の管理体制に課題があったことが確認されました。

３.類似事案の有無

本調査における、地域対応業務に従事する当社社員に対するアンケートやヒアリング調査の結果、本事案と類似する不正事案は確認されませんでした。

また、地域対応業務における当社の対応は、地方自治体からのご要望を受けた際に当社子会社や東京電力グループ会社を紹介する場合であっても、紹介後の成約に向けた具体的交渉には関与しないなど、総じて謙抑的なものであり、本事案は特異なものであることが確認されております。

＜本事案の原因＞

１.当該社員個人の要因

本調査において、当該社員に地域対応業務に関するノルマ達成のプレッシャーが生じていたなどの外的要因があったことは確認されておらず、当該社員個人において、上野村や東京電力グループ会社の役に立ちたいという強い思いがあったにせよ、コンプライアンス意識が著しく欠如していたといわざるを得ないと考えております。

２.当社の管理体制の問題点

（１）連絡手段に関するルールの不徹底や関係者とのメール送受信ルールの不十分さ

当該社員は、一連の不正行為に及ぶ際、関係者との間で、私用携帯電話のショートメールを利用するなどしており、外部との連絡に関する基本的なルール（私用携帯電話の使用禁止）の不徹底が確認されました。また、不正行為にあたって業務用アドレスが利用された場合においても、上長等の当社関係者は同報者とされておら

ず、当社関係者の目が行き届かない中でメールの送受信が行われていました。

（2）社員間の相互けん制の不足

上野村の地域対応業務は、当該社員一人に任せきりにしてしまい、他の社員によるけん制が効かない状況でした。

また、当該社員が、ベテラン社員であったことに加え、地域対応業務に対する貢献も大きかったことから、上野村における当該社員の取組みに口出しすることへの無用な遠慮があったことなど、社員間のコミュニケーション不足が確認されました。

＜再発防止策の実施＞

外部の弁護士による調査結果および再発防止策に関する提言を踏まえ、当社として検討を重ね、以下のとおり、再発防止策を取りまとめました。

1.当社社員のコンプライアンス意識のさらなる強化

コンプライアンスを経営の最重要課題として当社社員に浸透させるべく、経営層から、本事案を教訓として企業倫理に対する考え方を継続的に発信してまいります。また、経営層が各事業所を訪問し、社員と本事案の発生原因や背景、再発防止に向けた課題について議論してまいります。

当社各職場で本事案について対話・議論し、自身や同僚の業務における同様の不正行為の発生防止に向けた意識付けを図ってまいります。

2.当社社員に対するコンプライアンス教育の強化

コンプライアンスの徹底のため、本事案や他社事例等を教訓として、さらなる教育、研修等を実施してまいります。

また、法令違反をはじめとする不適切行為に対する人事措置の厳格化など、抑止力の実効性向上に資する方策を検討してまいります。

3.社外関係者とのやり取りに関するルールの制定と遵守の徹底

業務上の連絡に際し、私用携帯電話による通話やメールによるやり取りを禁止するルールの遵守の徹底を図ることはもとより、社外関係者と業務上のやり取りをメールで行う際は、上長等の当社関係者を同報者に設定することをルールとして制定し、全社員に対して周知・徹底してまいります。

4.社員間の定期的な対話・レビューを通じたコミュニケーションの活性化

地域対応業務においては、関係社員間での定期的な対話や業務適正管理の観点で

のレビューを実施し、再発防止策の実効性を確保するとともに、コミュニケーションの活性化に努めてまいります。

また、複数の社員による情報共有・確認を行うことなど、担当者個人に依存しない業務運営を徹底してまいります。

当社は、二度と同様の事案を起こさないとの強い決意のもと、これらの施策の実行を通じて、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

以　上